



福岡県医師会
第434号(地)
平成18年 5月26日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武



新潟県医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について（通知）

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 改正内容

種 別	現 行	改 正 後
組 合 員	2 割	3 割
組 合 員 以 外 (外来の場合)	3 割	
組 合 員 以 外 (入院の場合)	2 割	

※ただし、3歳未満、70歳以上の被保険者については法に定める
給付割合

2. 施行年月日 平成18年8月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(公印省略)

18国援第101号-3

平成18年5月9日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長

(施設医療係)

国民健康保険組合の一部負担金割合等の改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、新潟県福祉保健部医薬国保課長他から通知がありましたので、お知らせします。





医 第 2549 号
平成18年3月31日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

新潟県福祉保健部医薬国保課長

新潟県医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について（通知）

新潟県医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正を含む規約の変更について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定に基づき、申請のとおり認可しましたのでお知らせします。

なお、改正内容については別紙のとおりですので、関係機関への周知についてご配慮願います。



担当：国民健康保険係 相田
電話：025-280-5185（直通）
FAX：025-285-5723

新潟県医師国民健康保険組合規約一部改正新旧対照表

(新)	(旧)
(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 10分の3 (2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 (次号に掲げる場合を除く。) 10分の1 (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である者)が、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である者)に該当する者(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定する額により算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2	(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際、一部負担金の額は、次のとおりとする。 (1) 組合員である被保険者(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者を除く。)は、当該給付に要する費用の10分の2に相当する額とする。 (2) 組合員以外の被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)は、当該給付に要する費用の10分の3に相当する額とする。ただし、入院にあつては、当該給付に要する費用の10分の2に相当する額とする。 (3) 3歳未満の被保険者は、3歳に達する日の属する月以前は、前号の規定に拘らず、当該給付に要する費用の10分の2に相当する額とする。 (4) 70歳以上の被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)は、70歳に達する日の属する月の翌月以後は、第1号及び第2号の規定に拘らず、当該給付に要する費用の10分の1に相当する額とする。 (5) 70歳以上の被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)で、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である者)に該当する者(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上である場合は、第1号及び第2号の規定に拘らず、当該給付に要する費用の10分の2に相当する額とする。

(療養附加金の支給)

第10条の3 組合は、被保険者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関又は保険薬局について、次の各号の規定に基づき支払った場合に、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し療養附加金を支給する。

- (1) 組合員である被保険者が、第10条第1項第1号、第3号及び第4号の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局に支払った場合
- (2) 組合員以外の被保険者が、入院にあって、第10条第1項各号の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局に支払った場合

2 (省略)

(療養附加金の支給)

第10条の3 組合は、被保険者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関又は保険薬局について、次の各号の規定に基づき支払った場合に、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し療養附加金を支給する。

- (1) 組合員である被保険者が、第10条第1項第1号、第4号及び第5号の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局に支払った場合
- (2) 組合員以外の被保険者が、入院にあって、第10条第1項第2号、第3号、第4号及び第5号の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局に支払った場合

2 (省略)

附錄

この規約は、平成18年8月1日から施行する。